

2027年国際園芸博覧会屋外出展業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

令和9年に神奈川県横浜市で開催される「2027年国際園芸博覧会」（以下「博覧会」という。）において、世界各国から参加する1,500万人（予定）の入場者等に対し、宮崎の魅力を発信し、宮崎県への誘客・交流の促進に繋げるため、屋外出展（約50㎡）を行う。

また、出展にあたっては、県内の学生と協働することにより、将来の造園を担う若い世代の育成を図る。

本要領は、出展に当たり、ワークショップの実施、出展作品の作成、会期中の維持管理、及び撤去等にかかる2027年国際園芸博覧会屋外出展業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

2027年国際園芸博覧会屋外出展業務委託仕様書による。

3 契約上限額

26,471,060円（消費税及び地方消費税を含む。）。ただし、各会計年度における委託料の限度額は、次のとおりとする。

令和8年度 金18,522,086円（消費税及び地方消費税額金を含む。）

令和9年度 金7,948,974円（消費税及び地方消費税額金を含む。）

委託料は精算払により支払う。ただし、宮崎県が必要と認める場合は概算払により支払うことができる。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年12月25日まで

5 参加資格要件

- (1) 宮崎県に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を置く法人その他の団体
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者

- (5) 県税に未納がないこと。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 公告 | 令和8年6月12日（金） |
| (2) 質問等の締切 | 令和8年6月24日（水）正午 |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和8年6月26日（金）正午 |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和8年7月 1日（水）正午 |
| (5) プレゼンテーション（ヒアリング） | 令和8年7月 3日（金） |
| (6) 審査結果の通知 | 令和8年7月上旬までに |

8 企画提案競技の方法

(1) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別添様式8）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

② 提出期限

令和8年6月24日（水）正午

③ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

① 提出書類

- ア 企画提案競技参加申込書（別添様式 1）
- イ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（3か月以内に取得したもの）
- ウ 法人以外の団体にあつては、代表者の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- エ 団体の概要及び業務内容、実績等（別添様式 2）
- オ 納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- カ 役員等一覧表（別添様式 3）
- キ 個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別添様式 4）

※個人住民税の特別徴収義務者とされている法人の場合で、宮崎県内に居住している者を雇用している場合に限り提出すること。

② 提出先

下記 1 2 を参照

③ 提出期限

令和 8 年 6 月 2 6 日（金）正午

④ 提出方法

電子メール又はファックス（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）

（3）企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領 2 「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画書

- ・別添様式 5 により提出すること（ただし任意様式可）。
- ・別添様式 5 の項目 1 ～ 7 それぞれ 1 項目につき、A 4 判片面 1 ページまで補足資料を添付してよい。
- ・ページ番号を挿入すること。
- ・提出する企画案は、1 案のみとする。

イ 見積書

- ・別添様式 6 により提出すること（ただし任意様式可）。
- ・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・内訳は、税抜き表示を基本とする。

ウ 誓約書

- ・別添様式 7 により提出すること。

エ 工事工程表

オ 配置予定技術者の名簿

カ 実施体制図（任意様式）

作品作成に係る工事は、建設業法上の許可を得た適法な団体が行うこと。

③ 提出部数

電子媒体 1 部及び紙媒体 1 部

④ 提出先

下記 1 2 を参照

⑤ 提出期限

令和 8 年 7 月 1 日（水）正午

⑥ 提出方法

電子媒体：電子メールにより提出

紙媒体：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

⑦ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

（4）プレゼンテーション（ヒアリング）

日 時：令和 8 年 7 月 3 日（金）午後 1 3 時 3 0 分から

場 所：宮崎県庁 7 号館 7 3 3 号室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

- ① プレゼンテーションは、1 者当たり、説明 2 0 分 質疑 1 0 分 計 3 0 分
- ② 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

（5）審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 内容構成力

- ・事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
- ・業務委託仕様書を踏まえた内容で業務目的が達成される企画となっているか。
- ・計画的な業務スケジュールとなっているか。

② 独創性

- ・提案内容に独創性があるか。

③ 運営体制

- ・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。

④ 経済性

- ・提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。

⑤ 実績

- ・本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。

(6) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(7) 審査の通知

令和8年7月上旬までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(8) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。
- ② 提案書を期限までに提出しないとき。
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき。
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

(9) (8) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払方法は、精算払とする。ただし、県が必要と認める場合は概算払により支払うことができる。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類提出及び問合せ先

(1) 住所 〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

(2) 担当 宮崎県県土整備部都市計画課

美しい宮崎づくり推進室 都市公園担当 (担当 森川・沼口)

(3) 連絡先

電話番号 0985-26-7193

ファックス番号 0985-32-4456

メールアドレス utukushii@pref.miyazaki.lg.jp